

**山添村森林経営管理意向調査業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要項**

1 目的

本実施要項は、山添村森林経営管理意向調査業務委託に係る契約の受託候補者を公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めたものである。

2 業務の概要

（１）業務名称

山添村森林経営管理意向調査に関する業務

（２）履行場所

山添村役場

奈良県山辺郡山添村大字大西 151 及び山添村内

（３）業務内容

別紙 山添村森林経営管理意向調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（４）履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 10 日（火）までとする。

（５）事業費限度額

本事業の委託上限額を次のとおりとする。

¥2,220,504 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 選定方針

受託候補者の選定は、山添村の職員で構成する「山添村森林経営管理意向調査に関する業務企画提案審査会」（以下、「審査会」という。）において、業務実績等による評価、企画提案に基づくプレゼンテーション等による評価、提案価格書の評価の審査を実施し、評価の合計点が最も高い者を受託候補者に、次に合計点が高い者を次点候補者として選定する。

4 スケジュール

公募から受託候補者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	期日等
（１）公募開始（募集要項の公表）	令和 7 年 4 月 28 日（月）
（２）質問受付期限	令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 5 時（必着）
（３）質問書に対する回答期限	令和 7 年 5 月 7 日（水）
（４）参加表明・提案書等提出期限	令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時（必着）
（５）審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 5 月 15 日（木）（予定）
（６）選定結果通知（発送予定）	令和 7 年 5 月 16 日（金）
（７）契約の締結	令和 7 年 5 月 19 日（月）（予定）

5 審査会等の構成

審査会及び事務局については、以下のとおり。

(1) 審査会および審査員（予定）

村職員 3 名（村長、副村長、農林建設課長）

(2) 事務局（山添村農林建設課）

森林意向調査事業担当：石原、塩崎

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西 151 番地

TEL：0743-85-0046 FAX：0743-85-0472

メール：nouken@vill.yamazoe.nara.jp

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 奈良県内に営業所または、事業所を有しており、その管轄において当該業務の管理者を配置できること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の適用を受けていない者であり、かつ再生手続又は更生手続の開始の申立ての事実がある等、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 本事業の公告日から契約締結日までに、山添村、各省庁及び地方公共団体から指名停止、又は入札参加の取消しの措置を受けていないこと。

(5) 山添村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

(6) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

(7) 過去 5 年間に、自治体等において本事業と同種類の契約又は同等と認める契約を締結し、これらを誠実に履行した者であること。

7 参加表明

企画提案に参加を希望する者は、以下の書類を「4 スケジュール」に示す期日までに、郵送又は持参にて提出すること。

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式 1） 1 部

② 事業者概要書（設立年月日、所在地、事業内容等） 1 部 ※任意様式

③ 誓約書（様式 2） 契約時に使用する印鑑を押印のこと。

④ 業務経歴書（様式 3）

⑤ 申立書（様式 4） 契約時に使用する印鑑を押印のこと。

⑥ その他村長が必要と認める書類

(2) 提出方法

郵送又は持参により、事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和7年5月9日(金)午後5時必着

(4) 提出部数

各書類1部を提出すること。

(5) 書類の配布

プロポーザルの実施に係る実施要項、仕様書及び提出書類等各種様式については、令和7年5月9日(金)まで、村ホームページ上で配布する。

8 質問及び回答

(1) 質問

① 質問方法

質問書(様式5)を電子メールにより、事務局あてに送付し、必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。(TEL・FAX等では受け付けない。)

② 受付期間

令和7年4月28日(月)から令和7年5月2日(金)午後5時まで

(2) 回答

① 回答方法

電子メールにて回答する。

② 回答日

令和7年5月7日(水)までに順次回答する。

9 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は企画提案書等の提出にあたって、本実施要項及び「山添村森林経営管理意向調査業務委託仕様書」等を熟読の上、作成すること。また、下記提出書類について、正本(印を押した提案書)を1部、副本(印を押さない提案書)を3部、電子データが保存されているCD-R等を1部、提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書(任意様式)

記載事項は、「添村森林経営管理意向調査業務委託仕様書」の内容を踏まえ、下記の内容について記載すること。

- ・仕様書等を踏まえた年間スケジュール
- ・意向調査の支援業務の提案
- ・次年度以降の対策の企画提案

② 提案価格書(任意様式)

「① 企画提案書」の各項目の内訳がわかるよう価格明細を作成し提出すること。なお、価格提案書の内容及び金額は選定上の評価に使用する。

(2) 提出方法

郵送又は持参により、事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和7年5月9日(金)午後5時必着

(4) 提出部数

正本（印を押した提案書）を 1 部、副本（印を押さない提案書）を 3 部提出すること。

(5) 提出先

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西 151 番地

山添村農林建設課 森林意向調査事業担当 宛て

10 審査について

審査は以下のとおり行うものとする。

(1) 審査員の個人評価

あらかじめ設定した審査基準に基づき、審査員が企画提案書の評価・採点を行う。

(2) 審査会での討議・総合評価

審査員個人の評価をもとに、審査会において、評価の理由や観点について確認・討議を行い、それに基づき審査員個人が再評価を行ったうえで集計し、審査会としての総合評価とする。

(3) 最優秀提案者の選定

「業務点」及び「企画点」「価格点」を合計し、合計点数が最も高い者を最適提案者（受託候補者）とし、次に高い者を次点者とする。

(4) 評価が同点となった場合

次の順序で上位の提案を選定する。

ア 提案者それぞれの「業務点」及び「企画点」「価格点」が異なる場合

「企画点」「業務点」「価格点」の順で点数が高い者を最優秀提案者とする。

イ 提案者それぞれの「業務点」及び「企画点」「価格点」が同じ場合

くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

11 企画提案の審査方法

企画提案の審査は、プレゼンテーション方式により以下のとおり行う。

(1) 審査実施日（プレゼンテーション実施日）

令和 7 年 5 月 15 日（木）（予定）

プレゼンテーションについては、1 提案あたり 40 分程度とする。

・プレゼンテーション 30 分

・質疑応答 10 分

(2) 実施場所

山添村役場

(3) その他

プレゼンテーションについては、山添村役場で行うものとする。なお、ヒアリング審査に参加しない場合は、審査の対象としない。

12 選定結果

選定の結果は以下のとおりとする。

(1) 選定した企画提案書の提出者及び選定されなかったものに対しては、メールによりその旨を通知するとともに、審査結果の概要を後日村ホームページで公表するものとする。

なお、審査内容及び選定結果に対しての異議は認めない。

(2) 選定されなかった者は通知を行った翌日から起算して7日以内に、書面により理由について、説明を求めることができる。

1 3 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 本募集要項に記載の参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出した企画提案書類等に虚偽の記載をした場合、又は不備がある場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 見積金額が本要項に示した事業費限度額を超える場合
- (5) その他、本要項に違反すると認められた場合

1 4 契約等

(1) 審査の結果により決定した受託候補者と本村の間で委託内容及び経費等について、再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。

(2) ただし、受託候補者が参加表明書の提出から契約締結までの間に指名停止の措置を受けた場合、その他契約の締結が不適当と認められる事実があった場合は、その者との契約締結を行わず、次点の候補者を契約交渉の相手方とする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

1 5 その他

その他、留意事項は以下のとおりである。

- (1) 提出された企画提案書等は返還しない。
- (2) 企画提案に係る諸費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された各資料については、特別な事情がない限り再提出を認めない。
- (4) 提案書の著作権は、企画提案書提出者に属する。ただし、村が報告等のために必要な場合には、提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 村に提出された書類等は、審査及び説明を目的とする場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類等が山添村情報公開条例（平成14年山添村条例第24号）に基づく開示請求の対象となった場合は、提出者の意見を聴取した上で開示の可否等を決定する。
- (7) 前号により開示する場合、村がその写しを作成し使用することができるものとする。
- (8) 本要項に定めるものの他必要な事項については、審査会が定めるものとする。